

# 北清企業株式会社 中間処理施設

## 許可内容変更と施設名称（通称）変更に関してのご連絡

いつも大変お世話になっております、この度は弊社産業廃棄物中間処理施設であります「(通称)北清リサイクルファクトリー」(札幌市東区北丘珠3条4丁目1番5号)におきまして、新たにRPF固形燃料製造機械が稼働となります。これまで「(通称)北清リサイクルセンター」(札幌市北区篠路町拓北6番)にてRPF固形燃料製造を行って参りましたが、今回新たに丘珠の施設へ増設し既存との2基体制で廃プラスチック等のリサイクルを行います。

既に製造機械等の設置、試験稼働を終え札幌市産業廃棄物処分業許可の変更も完了し令和6年10月1日より本稼働開始を見込んでおります。

これに伴いまして上記2か所の中間処理施設名称の変更を同日をもって予定しております。ご契約中の内容(中間処理施設名、許可内容、処分方法、品目ごとの搬入先施設の追加など)も併せて変更となる見込みでありますので事前にご案内申し上げます。

### ① [変更箇所] 施設名称の変更について

旧) 北清リサイクルセンター → 新) 北清拓北リサイクルセンター  
(施設所在地: 札幌市北区篠路町拓北6番591、6番625)

旧) 北清リサイクルファクトリー → 新) 北清丘珠リサイクルセンター  
(施設所在地: 札幌市東区北丘珠3条4丁目1番5号)

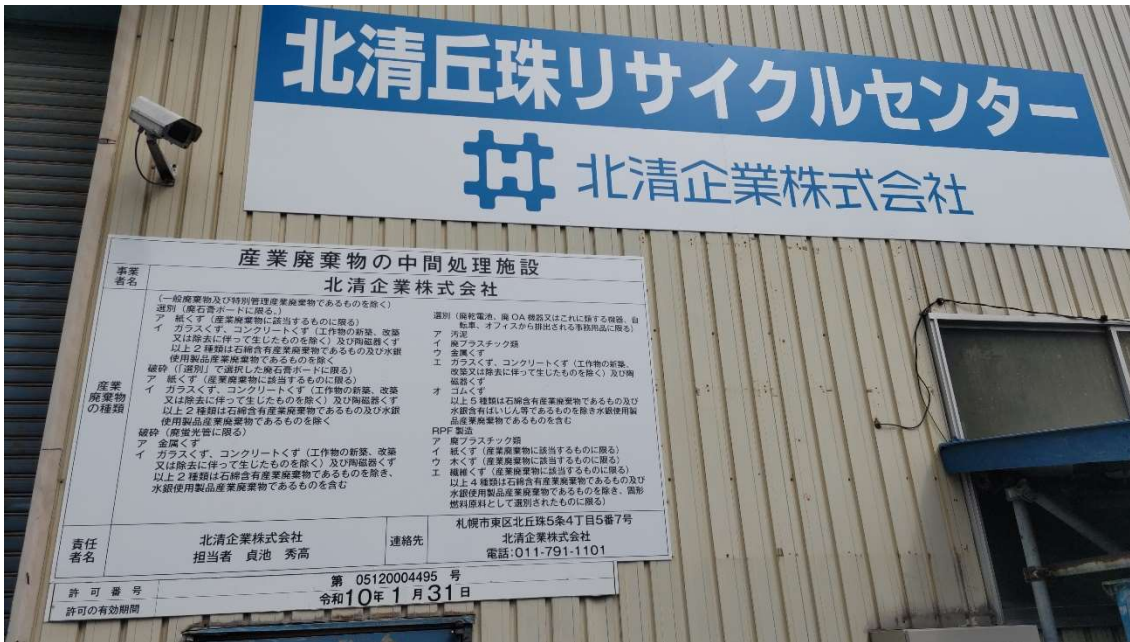
※これに伴い原契約に記載の旧施設名称を全て上記新施設名称へ読み替えるものとしませんが、施設名称を変更する契約や覚書等が必要であれば対応させていただきます。

### ② [追加箇所] 処分業許可変更に伴う中間処理施設の追加と変更に関する事項

- ・原契約「乙の事業範囲」一覧表の内、「許可区分 処分(中間処理)」に以下の内容を追加する。
- ・原契約「(4)委託する産業廃棄物の種類、数量、契約単価、処分会社の許可内容」一覧表の内、「処分会社の許可内容」に以下の内容を追加する。

処分方法	許可品目	処理能力	施設名・住所
RPF製造	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず (※以上4種類は固形燃料原料として選別されたものに限る)	16.6 t/日	北清丘珠リサイクルセンター 札幌市東区北丘珠3条4丁目1番5号

※これに伴う処理料金の変更等はございません、変更契約が必要かと思われまますので各排出業者様所定の書式がございましたらご提供頂くか、弊社にて変更契約の書式を準備しておりますのでお申し付けください。



産業廃棄物処分業許可証の変更完了をもって直前のご案内となり恐縮ですがよろしくお願いいたします。

令和6年9月25日  
北清企業株式会社  
リサイクル事業部